

令和6年度（2024年度）

第1回

越谷市景観評価委員会会議録

令和6年（2024年）10月23日（水）

越谷市役所本庁舎8階

第2委員会室

越谷市景観評価委員会

令和6年（2024年）10月23日

令和6年度（2024年度）第1回越谷市景観評価委員会議事日程

1. 部長挨拶

2. 開 会

3. 会議録署名委員の指名

4. 議 事

第1号議案 令和6年度こしがや景観資源の登録について

5. 報 告

報告事項1 景観計画施行状況等について

報告事項2 屋外広告物許可件数等について

6. 閉 会

出席委員

會長	岡田智秀
委員	石尾正樹
委員	小松晴美
委員	山崎光枝
委員	土屋孝子
委員	深堀清隆
委員	依田彩
委員	石河優子

市長部局

都市整備部長	林 実
都市整備部副部長（兼）都市計画課長	阿部伸也
都市計画課主幹	山岸千里
都市計画課主査	竹内亮祐

事務局

都市計画課副課長	田中英明
都市計画課主査	福田奈津

午前10時00分

◎開会

事務局 おはようございます。定刻前ではございますが、委員の皆様全員おそろいですので、これより会議を開始させていただきたいと思っております。

本日、司会進行を務めます都市計画課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、事前に送付させていただいております資料のほうを、お手元の配付資料一覧に沿って確認をさせていただきたいと思っております。まず、次第となります。次に、越谷市景観評価委員会委員名簿となります。次に、第1号議案「令和6年度こしがや景観資源の登録について」でございます。

次に、資料1、こしがや景観資源登録要領となります。

次に、資料2、こしがや景観資源登録に係る手続きフローとなります。

次に、資料3、こしがや景観資源登録応募位置図となります。

次に、資料4、令和6年度こしがや景観資源の応募資源一覧となります。

次に、資料5、こしがや景観資源登録応募一覧となります。

次に、資料6、これは参考資料となりますが、令和6年度分こしがや景観資源募集ポスターとなります。

次に、資料7、越谷市景観計画施行状況等についてでございます。

次に、資料8、景観啓発のチラシでございます。

次に、資料9、屋外広告物許可件数等についてでございます。

最後となりますが、出席職員名簿でございます。不足資料はございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

なお、本日出席しております市の職員につきましては、出席職員名簿を配付してございますので、ご確認をお願いいたします。

◎部長挨拶

事務局 それでは、開会に先立ちまして、越谷市都市整備部長の林よりご挨拶申し上げます。

都市整備部長 皆さん、改めましておはようございます。都市整備部長の林と申します。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙の中、委員の皆様には令和6年度第1回越谷市景観評価委員会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、景観評価委員会に諮問いたします案件につきましては、令和6年度こしがや景観資源の登録についてでございます。本年度

には、「あなたの越谷ぐらし」をテーマに募集し、これまで登録がなかった資源につきましても幾つかご応募いただいております。そのほか報告事項2件となっております。各委員の皆様には、忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして、本市の良好な景観形成のため、引き続きお力添えをいただきたいと存じます。

簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

◎会議成立の報告

事務局 続きまして、本日の委員の出席状況でございますが、8名の委員の方にご出席をいただいております。

なお、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、所用のため欠席をされております。よって、委員10名中8名の出席でございますので、越谷市景観条例第37条第2項の規定により、委員の過半数が出席されておりますことから、本委員会の会議は成立することをご報告いたします。

◎傍聴者・報道関係者の対応

事務局 次に、会議の傍聴についてでございますが、本日の委員会は、越谷市景観条例施行規則第32条第2項の規定に基づき、会議を公開とし、傍聴者を10名として、所定の方法で会議開催の事前公表を行いましたところ、本日は傍聴者、報道関係者がおりませんので、ご報告いたします。

◎議長の決定

事務局 それでは、これより令和6年度第1回越谷市景観評価委員会の議事へと移らせていただきます。

議長は、越谷市景観条例第36条第2項の規定に基づき、会長が議長となります。
それでは、岡田議長、議事進行をお願いいたします。

◎開会宣言

議長 承知いたしました。

皆様、改めましておはようございます。前回1月の委員会ということで、その後は暑い夏が長く続いて、その暑かった夏もようやく収束を迎えたというような今日この頃であります。ただ1月を振り返ってみますと、能登半島地震が発災した直後に皆様にお集

まりいただいたというようなことで、その後豪雨で能登半島がまた被災するというようなことがあって、最近思うのは、激甚災害とその復旧のときにどれだけ景観の視点が含まれているかということです。復旧のスピードを重視するあまりに景観に対するお手当がずさんになって、その後の10年、20年、30年が街並みとして陳腐化してしまわないかと、そんなことを今ふつつつと考えたりもしまして、災害復旧と景観形成というのは結構重要なカテゴリーになっていくのではないかということです。

埼玉県内も、越谷をはじめとしてひょうが降って車が傷んだり、突風が吹いたりなんて、結構大きな異常気象でいろいろな都市に影響をもたらすというようなことがあって、そういう中でどう景観形成というものを内部目的として考えていくか、そういうところが、今、私の日頃の頭の中で課題として残っているところです。改めまして、皆さんとそんなことも機会があれば議論したいなと思ったりしています。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、それではただいまから令和6年度第1回越谷市景観評価委員会を開催いたします。しばらくの間議長を務めさせていただきますが、円滑な進行ができますようご協力のほどよろしくお願ひいたします。

◎会議録署名委員の指名

議長 それでは、まず先立って議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

越谷市景観評価委員会運営規程第4条第2項の規定に基づきまして、本日は山崎委員にお願ひしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎第1号議案の上程

議長 それでは、本日用意されている次第で、議事が1件、報告2件ということになります。

まず最初に、議事に入りたいと思います。第1号議案「令和6年度こしがや景観資源の登録について」を議題といたします。

なお、議案朗読後、都市計画課が案件について説明を行いまして、その後、質疑、意見、採決の順で進めていきたいと思います。

それでは、まず事務局のほうから議案の朗読をお願ひいたします。

事務局 議案を朗読させていただきます。

第1号議案 令和6年度こしがや景観資源の登録について。

越谷市景観条例（平成25年条例第17号）第33条第1項第5号の規定により諮問する。

令和6年10月23日提出、越谷市長、福田晃。

諮問理由。越谷市景観条例第33条第1項第5号の規定により、こしがや景観資源の登録に関し、景観評価委員会が評価し、及び調査審議するため。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、都市計画課のほうから議事事項の説明をお願いいたします。

都市計画課主査 それでは、私、都市計画課の竹内のほうが、第1号議案について、こちらから説明をさせていただきたいと思えます。

今回は、ご覧の4点、1、こしがや景観資源の概要、2、令和6年度の応募状況について、3、令和6年度の登録資源について、そして4、令和7年度の募集について報告という形でご説明をさせていただきたいと思えます。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

それでは、本日登録についてご意見をいただきますこしがや景観資源は、越谷市景観条例第25条に規定されているもので、市民からの応募に基づき登録した市内における優れた景観を構成している要素や眺め、その眺めが得られる場所などのことでございます。登録した景観資源は広く周知を図るとともに、保全、活用を図るものとしており、運用開始した平成30年から6年間で249件の景観資源を登録しております。

なお、本市の最上位計画であります第5次総合振興計画において、令和7年度までに累計240件、年間30件程度登録することを目標としております。そして、こちらについては令和5年度登録をもって目標を達成することができました。こしがや景観資源の登録までの流れについて、スライド下部にフローで示しておりますが、お手元の資料2のほうより詳細な内容となっておりますので、こちらのほうでご説明をさせていただきます。

まず、こしがや景観資源は通年で募集をしております。募集期間中に広報紙やホームページなどで募集の周知を行い、応募があった資源候補については、都市計画課にて現地確認や所有者の意向調査、関係機関との調整を行い、候補の選定を行います。その上で、登録に向けて本日の委員会である景観評価委員会でご意見をいただいた後、ご意見を踏まえながら登録の手続きを行い、登録した景観資源について市のホームページなどで周知を図っていくという流れになっております。

それでは、こしがや景観資源の登録について、再びスライドにて説明いたします。こしがや景観資源の登録は、こしがや景観資源登録要領に基づいて行っております。要領は、お手元に資料1として配付をしておりますので、併せてご覧ください。登録対象に

つきましては、要領の2に定めており、1、地域で身近な景観を構成している要素、2、地域で身近な眺め、3、地域で身近な眺めが得られる場所としております。

こしがや景観資源の登録基準は4点あり、要領の3に定めております。1、道路その他の公共の場所から見るができること、2、景観資源の所有者の承諾が得られ、継続的に資源の保全が見込まれること、3、大切にしたい後世に残したい越谷の景観を感じさせること、4、地域の景観形成に良好な影響を与えることとしております。

なお、これまでに基準を満たさないために登録ができなかったものについて、スライドに写真を示しております。これらの候補は登録基準2、所有者の承諾が得られなかったことから、登録ができなかったものです。右側の大吉調節池については、管理者から増水時に近寄ることで危険性が生じるという意見を昨年度いただいており、登録を見送っております。

続きまして、登録された景観資源の周知と活用についてご説明いたします。登録した景観資源は、市のホームページへの掲載、都市計画課窓口へのファイル配架などにより周知を図っております。また、資源を登録した際には、本市職員が業務情報の共有などに活用している電子掲示板にて周知し、全庁的に登録資源を活用するよう呼びかけております。その結果、市が発行する冊子などに景観資源の写真を掲載することで、資源の周知、活用を行っております。昨年度に資源の写真を活用した例がございますので、内容の一部をご紹介します。広報シティプロモーション課では、オンライン会議の背景に使える画像として、市のホームページに景観資源の写真を配信しております。また、令和6年度当初予算の概要などのように、各種チラシや冊子などに景観資源の写真を掲載しております。

続きまして、説明事項の2、令和6年度の応募状況についてご説明をいたします。こしがや景観資源は、通年で募集をしておりますが、年度での締切りを基本的に毎年7月末に設定しています。令和6年度の募集テーマは、「あなたの越谷ぐらし」と設定いたしました。応募方法は、都市計画課窓口への持参、郵送、メールまたは電子申請であり、周知については市役所や地区センターなどへのポスター掲示、チラシ配架や「広報こしがや」への記事掲載、また市公式SNSでの発信などを行っております。また、今年度はイオンレイクタウンアウトレットにおける展示に代えて、イオンレイクタウンmorri花の広場や、市役所本庁舎1階総合受付の電子掲示板を活用し、周知を行いました。

また、協働のまちづくりを行う団体、行政、企業、市民等が参加する催しである協働フェスタにおいて、これまでに登録をした景観資源の紹介と併せて、募集についても周知を行いました。今年度の募集テーマについては、既に締め切っていたため、今後令和

7年度の募集テーマについて、「広報こしがや」などで周知する案内を行いました。

令和6年度の応募状況はご覧のとおり、応募者8名、応募件数22件となっております。今年度は高校生の市民からの新規の応募があり、Instagram等を積極的に活用したことで、より若い世代からの応募を募ることができたのではないかと考えております。令和6年度の募集テーマは、先ほど申し上げたとおり「あなたの越谷ぐらし」と設定しており、応募された22件のうち、約7割が通勤通学、散歩の途中で見かけるお気に入りの景色や、日々の生活の中ではっと目を引いた光景など、市民の方が生活や暮らしの中で見つけた景観の応募となっております。

続きまして、これまでに応募が少なく、新たな地域、視点などで応募されたものの事例をご紹介します。向かって左側のR6-3、~~ノ~~切橋は、南荻島地内の元荒川に架かる人道橋です。また、西大袋調整池は、これまで景観資源として登録が少なかった市の西側の河川・用水・池として応募がありました。さらに、JR武蔵野線南越谷駅については、駅舎に南越谷阿波踊りの様子がイラスト化されて描かれており、これまで個人が特定される可能性が高く、登録が難しかった阿波踊りが新たな視点での資源候補となったかと思われま

す。続きまして、説明事項3、令和6年度の登録資源についてご説明をいたします。詳細につきましては、お手元の資料の4のほうに、本年度の応募された候補が書いてございますが、応募があった22件全てを登録させていただければと考えております。

続きまして、説明事項4、令和7年度の募集についてご説明をさせていただきます。スライドに投映されておりますのが、過去の募集テーマの一覧となっております。例年1つ募集テーマを設けておりましたが、今年度の募集については既に登録をされているこしがや景観資源を改めて見直しした結果、2つの募集テーマを設けることにいたしました。1つ目のテーマ、こちらは景観になじむ建造物の美しさでございます。テーマの説明では、歴史、文化を感じさせるような建物や水辺などと一体となってシンボル性を高めている橋など、あなたが考える越谷の景観づくりによい影響を与えている建造物を教えてくださいといたしました。

2つ目が、美しい景観をつくっている樹木です。テーマの説明では、本市の道路や公園、河川敷などには、日常に彩りや憩いを与える様々な種類の樹木が植えられています。多くの皆様に親しまれ、越谷の美しい景観をつくっている樹木について教えてくださいといたしました。

それで、この2つのテーマを設定した理由といたしましては、過去の今までの登録資源を振り返りまして、登録対象別に細かく件数を見ていったところ、登録件数的に伸び

代の余地があるとより考えられる建造物と樹木に注目をいたしまして、また今後将来的に景観重要建造物や樹木の指定につながる可能性がある景観の資源を候補として持つておきたいという思いが込められております。

なお、テーマを2つに分けたことで、テーマごとに説明を設けることができ、募集したい内容が明確となり、別々の内容で募集していることが分かりやすくなるのではないかと、2つに分けさせていただきました。

令和7年度登録分の募集につきましては、12月より開始を予定しております。本日は、募集概要をご報告させていただきます。募集期限は令和7年7月31日としており、応募方法は例年どおり都市計画課窓口への持参、郵送、メールまたは電子申請としております。周知については、市ホームページで12月1日より行う予定となっております。また、市の所管する地区センターなどの市民が利用する施設のほか、市内の高等学校や大学等にもポスター掲示とチラシの配架をお願いする予定となっております。さらに、市のホームページ、SNSの配信などの掲載も順次行ってまいります。

最後に、改めまして本日ご審議いただきたい内容についてご説明いたします。本日は、令和6年度こしがや景観資源の登録案についてご審議いただきたいと考えております。本日いただいたご意見を基に、景観資源の登録手続を進めてまいります。登録した景観資源は、幅広く市民へ周知することで、景観資源の保全、活用につなげてまいります。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。

今の話の流れを整理しますと、まず応募のこれまでの進捗状況ということで、当初のもくろみとしては令和7年度までに240の件数をという目標がある中で、昨年で既に249件ということで、当初の目的は達成されているというようなご説明がございました。その後、応募状況ということで、資料4の内容についてのご説明をいただいて、その後新規のテーマということで、今回良好な景観を形成している建造物並びに樹木についてをテーマとして募集するというような話であったと思います。

◎第1号議案に対する質疑

議長 まず最初に、議案の応募状況の内容についての精査の前に、事務的な説明についての何か質問等ございますでしょうか。進捗状況あるいはテーマというようなことで何かございますか。特にございませんですか。

はい。

〇〇委員 先ほど説明の中で、南越谷駅の南越谷阿波踊りのところで個人を特定する問題

があつてという、そういう説明があつたと思うのですけれども、それは写真等で人物が写っていることを問題視するという意味なのか、どういう問題意識なのか分からなかったので、そこをご説明いただければと思います。

議長 確かにそうです。事務局から補足をお願いします。

都市計画課主査 補足説明させていただきます。

受付、登録に係るフローの中で、個人が特定できる情報がないかというのを最初に確認をさせていただいておりました、多くの方が写ってしまうということになると、個人を特定できる情報がありということになってしまうので、それでなかなか今まで登録が難しかったという経緯がございました。

以上です。

〇〇委員 承知しました。ありがとうございます。

議長 そのほか何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしたら、本題のほうに入りまして、資料4の中身をざっと皆様ご覧いただいて、質問と意見とで分けて、まず最初に質問をお受けして情報共有を図った上で、内容の審査に関するご意見をいただくという流れにしたいと思っておりますけれども、差し当たって、まず最初にこの内容についてのご質問、何かございますでしょうか。22件の応募ということでございます。

今回、応募者数8名ということで、中身には直接関係ないのですけれども、ずっと過去の募集件数を見ていると、大体8名、9名というのが並んでいて、令和4年のところに二十数名というのがあつて、大体この8名と同じ、高校生が新規で入られたという話ですけれども、常連様がいらっしゃるのですか。

都市計画課主査 5名の常連の方がいらっしゃいます。

議長 それはそれでまた貴重な方々だなというふうに思いまして、そうですか、分かりました。

今回はあまり疑義をもたらすような事案はなく、結構明瞭なテーマかなと思うのですけれども、これまでこの評価委員会の中で皆様のご意見をいただいた中では、応募されたものについては積極的に受け入れましょうと。冒頭、事務局からも説明ありましたように、個人の私権に絡むようなものですとか、プライバシーに関わるものについては、審査を経て取下げというようなこともあったりとか、あとはテーマ自体はいいのだけれども、説明内容と描写している写真があまり明確に一致し難い、分かりづらい描写写真というようなものについては、わざわざ事務局のほうに撮り直しに行ってもらおうというようなこともあったりして、いずれにしても積極的に応募内容は取り入れていこうとい

うような流れでこれまで進んできております。

去年はちょうど洪水の写真があって、それはさすがに景観というには難しいだろうというようなことで、登録見送りが1件ございました。それと、あと分類の難しさが前回ありました。これはどっちに入るのだというような。ざっと見る限り、どれもそこそこテーマに合った分類になっているのではないかなと。ざっと資料の中をご覧になって…

…。

いかがでしょうか。質問特になければ、ご意見のほうを伺いたいと思います。もちろん質問を含めてご意見セットでも結構ですけれども、どうでしょうか。テーマがよかったのか、結構シンプルで今回出てきているので、そんなに疑義が出てくるようなものがない。

都市計画課主幹 ただ、昨年ちょっとやり方を変えさせていただいて、先に都市計画課のほうでテーマ設定をして、かつスタートさせていただいた後、1月末の景観評価委員会で皆様にご報告させていただいています。実際これってどういうものが出てくるかなとか、テーマとしてふわっとしているのではないかというご意見をいただいていたこともあったので、集まるかどうか最初すごく不安なところはあったのですけれども、皆様のより身近な生活風景というか、そういったものが出てきたのではないかということで都市計画課としては思っております。

議長 特に駅の出入口のところなんていうのは、日常的に通勤通学で使っているというようなところの暮らしの風景なのでしょうね。

都市計画課主幹 あと川とか、川沿いで桜は越谷市内よく見かけられるシーンであるのですけれども、R6-13、念仏橋とお花見というただ橋と桜だけを撮られるというのも、これまで幾つか登録があったかと思うのですけれども、皆様が楽しんでいらっしゃる様子も含めた資源を応募いただいたのもよかったなというふうに思っております。

議長 話は若干それるのですけれども、先ほど触れた令和4年のときの二十数名の応募件数というのが突出していたのですけれども、あれは何であれだけ増えたのですか。

都市計画課主査 令和4年度が多かったのは、こちらは中学校の写真部ですとか美術部に周知を行いまして、約10名ほどの中学生の方からご応募いただいて、そういったこともあって例年よりも応募の人数が多くなったというふうに考えられます。

議長 前回は1月の委員会で、インスタなんかも積極的に活用したらどうかというようなことを踏まえての今回の取組で、確かに高校生からも新規であったというようなことで、そういう延長でいくと、過去にやっていた小学校の募集案内というの、ああいう子供目線のほうにもいま一度手を差し伸べてもいいのかなとは思ったりします。

どうでしょうか。内容もさることながら、募集の方法なんかについても忌憚なくご意見いただけたらと思います。

はいどうぞ。

〇〇委員 ここを今年見て木だとかって、なるほどなとか思ったのですけれども、景観の対象としての登録の機能と、それから先ほど出ましたこれを情報資源として活用しよう、あちこち使おうという話がありました。正直今回ぱらぱらっと見ていて、ちょっとアングルを変えたほうがいいのではないかなとか、時間で暗くなっているとか、PRそのものという意味でいくともうちょっとというのがあって、その辺というのはどういうふうにかえられているのか教えていただきたいのですけれども。

都市計画課主査 やはり〇〇委員のおっしゃられるとおり、時間帯とかアングルとかというのは、もちろん季節であったりとか、朝、昼、晩、同じ場所でもいろんな表情が出てきますので、だからこそ通年で募集をさせていただいているというところが理由としてございます。過去には夜撮った写真とか、それはどうなのかという議題もあったのですが、私としては例えば近景、中景、遠景とか、バランスよく今年度はそろっているかなと思うので、来年度以降もよりいろんな近景、中景、遠景、あるいは時間帯を問わず、いろんな写真が出るように周知して伝えていきたいと思っております。

〇〇委員 今ここに掲載されているやつというのは、このまんまいく。

都市計画課主査 はい、このまま。登録基準というのを満たしておりますので、何事もなければ……

〇〇委員 前、写真のスポット、どこから撮るかというので、場所をもちろん応募された方との話合いの上で、ちょっとそういうのを変えてみてとかというケースがあったと思うのですけれども、そういうのというのはいかがなのでしょう。というのは、例えばR6-4、これは多分すごくいいところで……

都市計画課主査 五社稲荷神社……

〇〇委員 何となく知っているところなのですけれども、写真そのものが暗いのですよね。そうすると、もうちょっと明るければという感じがあって、特に知らない人なんかが見たときに、こういうところがあるのだみたいな印象を与えるために、その辺はどうかなというのが質問の根拠です。

都市計画課主査 かしこまりました。

議長 前回もたしか同じようなアングルで神社の参道のところ、撮り直ししました……

都市計画課主幹 一昨年ですかね。

議長 一昨年か。あの理由って何でしたっけ。

都市計画課主幹 さっき〇〇委員がおっしゃったとおり、暗い夜の写真だったのです。ただ、その方は、応募の際、夜の見え方の趣を皆さんにという意図があったと記憶しておりますが、やはり本来岡田議長がおっしゃるとおり、応募があったものはそのまま登録するというのを原則としています。しかしながら、それと同じものを見に行くってされたときに、危険性が高いものは撮り直しをしようという経過で、前は撮り直しをしたと記憶しております。

今回の五社稲荷神社は、暗いと言われれば確かにおっしゃるとおりのところもあるのですけれども、なるべく応募いただいた内容でご自身のがこういった形で使われているというような、この先進められればいいかなと思っておりまして、今回これの撮り直しは検討せず、お諮りさせていただいているところです。

議長 現状提出された写真の状況から応募理由と写真の描写内容が明らかに乖離しているとか、そういった場合には趣旨に沿うような形で、事務局のほうで撮り直しをお願いしてきた経緯があります。本筋としては、今事務局の回答のとおり、応募者の意思を尊重するというようなところで、この制度をご理解いただいて、もし神秘的なものでよりいいということになると、それぞれご自身で撮りに行ってもらって、それをまた応募してもらおうとか、あるいはご自身で活用してもらおうとか、そういうことになろうかと思いません。

あと、五社稲荷神社のこの状況を見ると、一番奥のところに光の窓のように開口が、樹林のトンネルの出口が見えているので、その出口を見えるようにはっきり示すためには、このぐらいのコントラストがないと、もしかすると見えるように出てこない。そこを何か期待して撮影したということも読み取れなくもないかなというふうなことで、いざれにしましても私権に侵害が及ばないとか、あるいは危険が及ばないということにあっては、基本的には応募者の提出写真を尊重するということで進めさせていただけたらと思います。

はい、どうぞ。

〇〇委員 質問なのですけれども、登録された後に、広報とかポスターなどに使われるという話なのですけれども、その場合は例えば今ちょっと暗いのを明るさを補整したりとか、画角が曲がっているものを立てたりとか、そういった調整はするのか、しないと決めているのか。するとした場合に応募者の同意ということになるのか、その辺りをお聞かせいただきたい。

都市計画課主査 今のご質問は、都市計画課以外の部署でその景観資源を使うときに、彼らのほうで加工するかどうかというところですか。基本的には年に1回、我々のほうで

電子掲示板を使って、景観資源が登録されたので活用してくださいというものになるので、基本的にはそのまま活用していただくことを前提としております。

以上です。

議長 よろしいですか。

そのほか何か。はい、どうぞ。

〇〇委員 応募理由のところというのは、基本的に出した方の意見ということで尊重し、そのまま出していらっしゃるのですね。

都市計画課主査 おっしゃるとおりです。

〇〇委員 募集するときに、今回越谷の景観をエピソードとともに教えてくださいというふうに投げかけているので、もしかしたらそういうことも少し書かれる方もいたのかなと思いつつ、もしかしたらフォーマットのほうで応募理由とだけ書いてあるので、ちょっと書きづらかったのかもしれないなと思っていて、応募する資料の中に、こういうテーマのところでは投げかけていることを書いてほしいみたいにするといいのかな思ったりします。というのは、今までも幾つも資源出ているので、結構内容的にも同じ場所や同じ対象が出ていると。そうすると市民のいろんな景観に対する考え方が、もうちょっとストーリーというか、エピソード的に紹介できるようになると、また同じところだけでも、こういう違った見方したのかなというのもうかがい知れるかなと思うので。あまり文字ばかりというのは、扱いが難しくなってくると思うのであれですけども、少しテキスト情報を上手にを使って景観の個性を広報できるといいかなと。

例えば今回菜の花のやつは、視点場が違うけれども、R6—6とR6—8は趣旨としてはほぼ同じで、場所が、撮影地点が違うということになっているので、もしかしたら応募理由のところ、出された方が違った見方をしていることが分かったりすると、同じものが2個あるというよりも、違ったものもあるのだなという理解ができるかなと思いました。ということで、そういう写真だけではなくて、少し出される方の観点を拾い上げる。

今回も「あなたの越谷ぐらし」がふわっとしたテーマだという意見があった。そのとき私欠席していたのですけれども、次のやつは建造物、周囲とあわせて美しい景観なり建造物だとか、そういうテーマ設定で、今回こういう観点ですよということを挙げて、それで応募されるときにそういう視点だということを書きやすくするというのが、やる側と答える側のキャッチボールになるかなと思いました。長くてすみません。

議長 ありがとうございます。

要はテーマの理由が応募理由に書き込めるような投げかけを、応募理由のタイトルの

ところに少し補足的に書いたほうがより明快になるという、そういうことですよね。貴重なご意見だと思います。ぜひその方向で次回進めていくといいのではないかと思います。多分分類もしやすくなると思うので。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

〇〇委員 撮影時期の件なのですが、4月とか5月にとても多いと思ったのです。そうすると、広報とかで使う場合に、どうしても桜とか菜の花が中心になってしまうので、逆にこの木のやつの最後のほうのR 6とか18とか19は、ちょっと新鮮かなと逆に思ったのです。やはり投げかけるときに通年なので季節感とか、何か4月、5月に偏らない、これがたまたま22件が全部4月だったらどうするのかなって、私はそういうふうに思ってしまったので、季節をいろんな月が出せるような工夫が必要かなというふうに思いました。

都市計画課主査 貴重なご意見、ありがとうございます。

確かに今22件見ていると、4月、5月に撮られたものが多いのかなというふうに思ったところではありますが、先ほどのおっしゃられた四季の話で申し上げますと、スライドのときの過去の募集のテーマで、ちょうど令和5年度が季節を感じさせる景観ということで、やはり秋だとか冬だとかそういったものも必要だということで、例年だと7月の末が募集期限だったのですけれども、それを11月の末まで延長して、四季折々を感じさせるような景観が来るようにということで工夫させていただいた経緯がありまして、ご指摘いただいた件はごもっともだと思いますので、今後参考にさせていただきます。ありがとうございます。

議長 そのほかいかがでしょうか。

はい。

〇〇委員 ちょっと細かい話なのですがすけれども、R 6—3のメ切橋で、これは応募理由の中に緩やかなアーチというふうに、全体景色の中で曲線的に見えているという意味だと思うのですがすけれども、細かいことを言うとアーチという言葉はアーチ橋という言葉イメージしてしまうので、確かにワンスパン分と言うと曲がっているから、そこの部分ではなくて、多分全体景色の中に緩やかにお椀のような形と言いたかったのかなと思うのだけれども、ちょっと表現が引っかかるなということがありました。ただ、出された方の言葉を尊重するという事だと、このままなのかなと思います。ちょっと気になったということです。

議長 当然気になりますよね、委員のご専門ですから。橋もかなり造詣が深いので、〇〇

委員は。でも、今ご指摘いただいたように、この方の感性としてこのアーチというのは、構造的なアーチというよりは緩やかなカーブを、カーブなのでしょうか、曲線なのかな、緩やかな。そういうところなので、これはこのまま、語弊があればちょっとまた、明らかかな間違いであれば修正を促さなければいけないかなと思うのですけれども、この程度でしたらまあまあどうですか。

〇〇委員 そんなことを言う人はいないと思います。

議長 私もそこは感じるというか、これは専門過ぎてしまうので。

〇〇委員 すみません。

議長 いえいえ、とんでもないです。でも、ちょっと言いたくなりますよね。お気持ちお察しします。これはこのまま原案のとおり、これが問題ということであれば。

そのほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

〇〇委員 すみません。今の話でちょっと気になったわけではないですけれども、これはタイトルをつけるではないですか、〆切橋とかって。中に括弧で、その前のページなんかで、何とかの眺め、括弧して桜並木と書いてあるのですけれども、これ大体括弧の中で場所が分かるようにという感じになっているのですけれども、一言コメントというのは考えませんか。今思ったのは、例えば〆切橋だったらひっそりととか、感覚は違うかもしれないけれども、そういう本人のアピールしたい場所ではなく、そういうコメントを括弧つきでオーケーみたいなのは。

都市計画課主査 〆切橋（ひっそりと）、例えば。

〇〇委員 そういうのもありかなと。応募理由みたいに長くなくて。

都市計画課主査 〇〇委員のほうからのご意見としては、左上の例えば〆切橋で、括弧の中にコメントを入れたほうがよいのではというご意見でよろしかったでしょうか。一応我々のほうで名前をつけるに当たってマニュアルというか、要件がございますので、それに基づいて登録をさせていただいておりますので、そこに貴重なご意見でございますので、なるべく反映ができるようにしてまいりたいと思います。

議長 そのほかいかがでしょうか。

はい。

〇〇委員 すみません。せっかくなので。最初におっしゃっていた風景資源の活用周知というところについては、すごく立派な試みをされていて、私は毎年都市計画さんに学科の演習でお世話になっているところで、越谷レイクタウンのところ、あそこで以前レイクタウンの中で、イオンの通路のところにかしがや景観資源のパネルがずらっと並んで

いて、物すごく大勢の方がそれを見ながら通り過ぎるというのは、これは周知としてすごくいい取組だなというふうに思っていましたので、せっかくこれだけ長い間、随分二百何十件以上ということになっているので、何かうまい活用というのをもうちょっと考えられると、今までこういうふうにやってきたことはもちろんあるのですけれども、可能性としてこれからどう活用できるのかというのも議論できたらいいかなというふうには思っています。

たまたま話題提供なのですけれども、つい20日、先週末ですか、20日に茨城県の古河市というところで出城ノモリというイベントがありまして、これは景観まちづくり事業ということで市がやっているのです。そこで景観重点地区の資源を生かしたイベントということで、いろんな方が集まって結構にぎわいになっているなど、いいイベントだなと思っていて、重点地区の歴史のある建物だとか、それから歴史博物館の辺りで昔の古河城の出城のところなのですけれども、石畳風にいろいろ整備された道だとか、曲がりくねった城下町の道だとか、そういう景観資源をお祭りイベントに有効に使っているというのがすごく感じられるイベントなのです。

しかも、そのまちづくりプロジェクトとしては、市民共創まちづくり事業ということになっていて、市民参加でイベント自体をつくっていきこう。景観のことを学ぶ、学ぶ編と相談編、市民がこういうことをやってみたいということ市役所に投げかける相談編というステージがあって、それで実践編ということでワークショップ、わくわくワークショップというのをやって、そこでイベントをこういう企画でやっていきこうというのも参加者が決めていくみたいなの、そういうことで景観の事業をまちづくり、景観は景観で資源が出てきて、そこまで整備されたから成果として上がっている。何となく景観形成とまちづくりの線引きがあるような気がしていて、まちづくりと景観資源を詰めて何かやっていくということが、これだけ立派な資源がたくさんあるので、できるものをいっぱい持っているのだなというふうに思うのです。

昨年度もまた別の埼玉県の景観施策研究会というのがあって、杉戸町を題材に街歩きとかディスカッションするってやっているのですが、そこでも活躍されたのは杉戸宿の杉戸宿案内人というボランティアガイドの方々が、ボランティアでいろいろな景観資源、まちのいいところ、歴史も含めていろいろとそういうガイドさんのボランティアというのも、多分越谷市さんもあるのかもしれませんが、景観と観光まちづくりというのとうまく結びつけるような取組というのが、ここまでいいものがあれば、いろいろ展開できるのではないかというふうに思ったということ。話題提供も兼ねて。

議長 ありがとうございます。

私も昨年、荒川区の景観資源を使って景観カルタを作って、特に荒川区って災害危険度23区ナンバーワンの地区があるって言われているので、区民の防災意識を高めようと目に映る防災関連情報を風景として特集して、それをカルタにしてアからンまでを作ったという、そういう防災と絡めて。それを区内の全小学校に寄附しようと、クラウドファンディングでお金を集めてみたら目標額まで集まって、意外にもやればやったなりの成果って出るのだなというふうに思ったりします。

いかんせん事務局のマンパワーの問題が、結構目下の大きな課題になっている。どこまで展開、発展できるかというところがありますけれども、やはり240以上集まってくるということはいろんな展開が考えられるので、そこはぜひ以降、皆さんのほうからもご意見をいち早くお出しただいて、こんな活用があるのではないかというようなご意見いただくと大変ありがたいかなと。これは今日の宿題というか、皆さんに向けられた宿題ということで、事務局の負担のほうもお考えいただきながら、どんなやり方があるかというふうなことを、ぜひ我々のメンバーで検討していけたらなと思います。ありがとうございます。

都市計画課長 すみません。私も一言だけ。

議長 はい、どうぞ。

都市計画課長 まさに今〇〇委員がおっしゃったような、これだけ景観資源が集まっている中で、どう活用していこうかというのが、我々都市計画課としてもちょうど議論を始めたところでございます。いろんな貴重なそういったご提案、ご意見いただいて、今後この委員の皆様からのお知恵をいただいたような、ぜひそういったことも、事務負担というのはありますけれども、それは抜きにして考えていきたいと思えます。今は庁内に紹介をして、どっちかというとし内部で活用しているような状況ですので、何とかこれが越谷にいろんな市民団体とかイベントもありますので、何らかの形でこういった市民に景観資源を活用していただけるような仕組みをつくっていきたいというふうに考えています。ぜひよろしくお願ひします。

議長 展示していたさっきのスライドの写真は、紙ベースで壁に掲示していたのですか、それともパネルにして加工して……

都市計画課主幹 紙です。

議長 せっかくだったら、パネルで加工すれば使い回しできるよね。レイクのところの展示の後に、今度そこの広場のところ、公共のホールがあるじゃない。ああいうところにも置いておくとかすると、いろんなところにこれを展示していけると思うから、マンパワーよりもこっちのほうで済む話なので、それは結構やり得かなという。知恵と工夫だ

ね。でも、本当に積極的にこの広報を努めていただいたというのは、前々から事務局が頑張りますといった一つのあかしというようなところもありますので、これは本当に我々から敬意を表してお礼を申し上げたいということと、引き続き広報活動を積極的にお願いしたいというふうに思うところです。

そのほかございますでしょうか。大分出尽くしたところですか。

〔「なし」との声あり〕

◎第1号議案に対する採決

議長 では、特にこれ以上ないようでしたら、採決に入りたいと思います。

これまで申し上げてきましたように、今回のテーマ、22件の応募がございました。第1号議案「令和6年度こしがや景観資源の登録について」は、応募件数22件のうち、22件全てを登録するというご賛成いただける方は、挙手にて意思の表明をお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

〔全員挙手〕

議長 ありがとうございます。

それでは、全員賛成ということで、原案のとおり登録することとさせていただきます。

附帯意見ということではないのですが、これまで出てきた意見を整理しますと、まずはインスタグラムの話もありましたけれども、引き続き応募方法については多くの募集をいただけるように工夫を重ねていくと、継続して工夫をお願いしたいということと。

あと、応募理由のところ、テーマの趣旨が理由の中に明確に示されるような文章の問いかけを工夫いただきたいと。そこはタイトルの〇〇委員が言われた括弧書きのところ、補足的なものもオーケーですよというような工夫も含まれてのことになろうかと思えます。

3つ目としては、最後のほうに出てきました引き続き広報活動に積極的に努めていただくと。これをもって登録資源の普及啓発に努めていくという、この以上3つをお願い事として申し添えたいというふうに思いますが、よろしいですか、そんな形で。

〔「異議なし」との声あり〕

議長 答申書の内容については、今後事務局と会長のほうに一任ということにさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」との声あり〕

議長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案、以上をもって終結とさせていただきます。ご協力

ありがとうございました。

◎報告事項

議長 それでは、続きまして、2件の報告事項に入りたいと思います。

まず最初に、1つ目の報告事項1「景観計画施行状況等について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

都市計画課主幹 それでは、報告事項1「越谷市景観計画施行状況等について」、私山岸のほうからご説明をさせていただきたいと思います。着座にて失礼いたします。

今映っているものは、この後使う資料ですので、まずはお手元にお持ちの資料のほうからご説明をさせていただきます。それでは、皆様、お手元の資料7、越谷市景観施行状況についてをお手元にご用意ください。表面に過去5年分の事前協議、届出、景観通知、アドバイザー依頼の件数を記載しております。なお、令和6年度分は8月31日までの件数を記載させていただいております。時間に限りがございますので、詳細な届出件数等については、後ほど各自ご確認のほどお願いいたします。

ここで、中段より下、景観アドバイザーに依頼した案件についてご説明をさせていただきます。景観アドバイザー制度は、越谷市景観条例第39条の規定に基づき、良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う制度となっております。事業者が行う事前協議や市が行う公共施設の景観形成に関しまして、景観まちづくり、色彩の分野で助言をいただき、良好な景観形成の推進に努めております。現在は景観まちづくりの分野で、〇〇会長に、色彩の分野で〇〇委員にご協力をいただいているところで

す。

昨年度、令和5年度は民間施設5件、公共施設3件に対して助言をいただいております。今年度は、民間施設4件に対して助言をいただき、うち1件は施工済みの案件について、制度を活用させていただいたところでは、その後スライドを使いまして詳細をご報告させていただきたいと思います。また、令和5年度以降に助言をいただいた案件につきましては、現時点で完成しているものはございませんが、計画に反映していただきながら施工を進めていただき、周辺環境との調和を図ることができております。

続いて、資料7の裏面をご覧ください。そのほかに進捗があった事業につきましては、資料の中ほどに記載させていただいております。ししがや景観資源の登録がございます。昨年度の第2回景観評価委員会にて、令和5年度の登録についてご審議いただき、42件の景観資源を追加し、登録件数の合計は249件となっております。これに先ほどご審議い

いただきました22件の登録を予定しております。

また、資料の一番下、景観啓発につきましては、年間を通してこしがや景観資源の募集を行ったほか、先ほどの議事でもご説明をさせていただきました新たに市役所総合受付及びレイクタウンmorihanaの広場の電子掲示板でも案内をさせていただいております。また、9月21日に開催されました第17回協働フェスタ内で、こしがや景観資源に関する展示や景観まちづくりパンフレット等の配布も行いました。さらに、住宅の屋根や外壁の塗り替えの際、景観計画における色彩基準を守っていただきたいということについて周知を行いました。こちらにつきましても、この後詳細をご報告させていただきます。

それでは、続きまして配付資料はございませんが、色彩基準を超えた施工があった案件に関する市の対応について、この後ご説明いたしますので、前方のスクリーンのほうをご覧ください。それでは、引き続き景観でございました案件についてご報告をさせていただきます。

1件目は、元荒川沿川特定地区内で建築された結婚式場についてでございます。令和4年、元荒川沿川特定地区内で、高さ19.7メートル、建築面積が3棟合計で1,315.6平方メートルの結婚式場の建築が計画されました。計画が大規模な建築物であることから、越谷市景観条例の規定に基づく事前協議及び景観法に基づく届出が必要な行為であり、また越谷市景観アドバイザー運用方針において、高さが15メートルを超えるもの、または建築面積が1,000平方メートルを超える建築物の新築について、制度活用の対象としていることから、事業者の説明をし、外構等について〇〇アドバイザーに、色彩について〇〇アドバイザーに助言を依頼し、助言があった外壁の色彩について事業者と協議し、計画の見直しを行いました。計画では、令和5年3月の工事完了予定が長引き、令和6年6月に事業者が来庁され、工事は完了したけれども、外壁の色彩を一部変更したと報告を受けました。

また、報告を受けて変更した色彩を確認したところ、変更後の色彩は、色彩基準を超えている可能性があることが分かりました。事業者から報告を受け、市の職員が現地で外壁の色彩を確認し、景観計画で規定する色彩基準を超えている可能性がある箇所を幾つか確認をいたしました。その後、色彩の判断について専門家の見解を聞くため、〇〇アドバイザーに色彩の確認及び今後の是正措置について助言を依頼しました。依頼を受けていただき、〇〇アドバイザーには現地を確認していただき、この地域では彩度が4以下のところ、彩度6の箇所があり、色彩基準を超えた施工であることを確認していただきました。ただし、基準値に収まってはいないけれども、異なる素材同士で色彩を合

わせようとする跡が見られ、明らかな違反という印象ではないとのご意見もいただいております。

是正措置につきましては、スクリーンの写真にございます外壁部は1色で塗られており、長大に見えることから、この面だけでも先に是正できるとよいのではないかと助言をいただきました。助言を受けて、8月以降、施主及び設計者と経緯の確認及び今後の再発防止について協議することといたしました。事業者からは、変更手続の認識はあったけれども、色彩以外に外構の計画変更等が発生する可能性があったため、手続を行うタイミングを逸してしまったこと、色彩については景観アドバイザーからの助言内容から大きく外れないように意識し、サンプル等を取り寄せて、色彩基準に適合する色彩かどうかを確認しながら進めてきたと説明を受けました。

市は、アドバイザーからの助言や事業者との協議を踏まえ、既に事業、営業されていることから、営業への影響が少ないと判断した写真の面について、景観に配慮した是正をするように依頼をしました。具体的には、色彩基準に適合する色彩で外壁の塗り直しを行うこと、または植栽をすることにより、外壁の見える部分を減らす工夫について検討を依頼しました。さらに、次回の外壁の塗り替えの際は、必要な手続を行い、色彩基準値内の色彩へ塗り替えを行うこととするなどの旨の是正報告書の提出を求めました。

協議後、今月上旬に事業者から、写真の面について色彩基準に適合する5 Y R 4 / 4に塗り替える旨の報告を受けております。施工は今月から来月を予定しているとのことで、施工後市が現地を確認することとしております。また、今後外観の変更がある場合は、越谷市景観条例の規定に基づく手続及び景観計画の色彩基準に適合する計画とする旨の是正報告書を、近日中に提出していただくことを確認しております。

次に、住宅の外壁等の塗り替えについて、市民から問合せがあった事案についてご報告をさせていただきます。令和6年1月、近隣の住宅が住宅4面全ての外壁を原色の赤に近い色に塗り替えをしたため、景観を害しているのではないかと問合せを受けております。市の職員が現地を訪れ、ここは色彩基準において彩度4以下のところ、14程度であることを確認しました。越谷市景観条例で規定している届出対象行為は、一般地域において建築物の新築や外観の色彩の変更の場合、高さ12メートルを超える、または建築面積が500平方メートルを超える規模が対象となり、戸建て住宅の多くは届出対象外となります。そのため、戸建ての外壁の塗り替えが色彩基準に適合している計画であるかどうかについて、着工前に市が確認することができません。また、届出対象外の場合、色彩基準内の色彩とする変更命令等の罰則の適用が難しく、また助言、指導することができ規定はありますが、強制力がございません。

この件につきましては、直接的な指導等を行わず、広く市民に景観計画に規定する色彩基準について周知することとし、その連絡をいただいた方にもその旨を説明して、ご理解をいただいているところでございます。

そこで、お手元の資料8のチラシを作成しております。スクリーンとお手元の資料は同じ資料になっております。こちらの資料を作成し、初めに市経済振興課が行う住宅店舗改修促進補助金の案内時に、こちらのチラシの配布を依頼しております。この補助金は、外壁の塗り替えや水回りのリフォームに活用できる補助金となり、外壁の色彩を検討される方に直接ご覧いただけるように対応しております。また、補助金の周知が行われた「広報こしがや」10月号の同一ページに記事を掲載し、併せてホームページ等でも周知を行っているところです。引き続き大規模な建築を行う事業者だけではなく、市民の方も連携、協働して良好な景観形成に取り組むための啓発や、計画の周知を行いたいと考えております。

報告は以上となります。

議長 どうもありがとうございました。

ということで、アドバイザー案件のこれまでの状況報告と、違反物件の取扱いということが大きな趣旨でございました。以上の報告に関して、皆様方から何か質問ございますでしょうか。

はい。

〇〇委員 質問というよりか、コメントといいますか、今の最後のほうの外壁の色の問題については、しっかりとした対応されたのではないかというふうに思います。前半の塗り替えを要請した件も同じく、できることをされてよかったのではないかと考えています。

そこで思ったのは、後者のほうの住宅の外壁については、近隣の方からそういうお話があったということ、ここがすごく重要なことかなと感じまして、つまり一般の方がいろんな建物、景観というのを、ちゃんと配慮しないといけないということを把握されているということがすごく重要で、それで資料8のことをこういうふうに市民に伝えるということをされたことも、すごくよかったと思うのです。これは、だから塗装業者さんは建物の所有者の皆様ってなるのですけれども、本当に業者様以外に、これは市民全体に周知するということがあったのか、どういう形で周知されたのか分かりませんが、一般の方がこういうのを見て、ああそうなのかという、景観ってこういうことで色のことを気をつけないといけない、これを知っていただくことがすごく重要で、そうすると市民全体がパトロールというか、警戒するとか、そういう意識も育つ。

そういうふうに考えていくと、このペーパーはもう既に配られたということなのですが、けれども、もし今後またこういうことがあるとしたら、ちょっと配慮したほうがいいかなと思ったことがあったので話をしているのですけれども、裏面のほうで色彩基準の説明って、これを見ても明度、彩度って数字が書いてあっても多分分からないので、紙で配ったりして回覧して見てもらうとしても、色は正確に伝わらないのですけれども、思うのは、もうちょっとこんな色は越谷市の場合だと、特にゾーンとかそういうことを考えると複雑になってしまうのですけれども、パレットみたいなのがあって、この範囲の色は越谷市としてはよくないのですよということがもうちょっと分かるように、こういう色はよく景観計画とかの基準でもパレット状になっていて、この範囲が許される、もしくはこの範囲が許されないというふうに範囲が書いてあるのです。それがちょっと分かりにくいところもあるのですけれども、でもああいう形で一般の方にも、こんな色の建物というのは要注意なのだというのを上手に伝えられるといいなというふうに、そこは細かい話なのですけれども、基本的にはこうやって一般の方に、景観で色に配慮してくださいということをされたというのはすばらしかったと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

私も事前説明のときに確認しましたら、基本的には業界のところに周知するという話で作成したのかな。

都市計画課主幹 まず最初は、お話しした補助金を活用されるのって、市民の方の活用される補助金になりますので、そういった方に周知できればというところをまずスタートとさせていただいて、その後広報だったりという展開をしております。今後はそういった事業者さんのほう、外壁塗装の塗り替えを受ける事業者さんにも周知はしていかなければいけないなというところと。

あと、色彩をどういうふうに伝えるかというのは、〇〇委員がおっしゃったとおり、随分悩んだところでございます。業務を通して外壁の塗り替えをされる事業者さんに、どこまでマンセル値というのが伝わるのかというのを考えたときに、なかなか事前協議等のやり取りでも難しいというところがあって、このマンセル値どこまで伝えられるかというところは、正直思っていたところでもあるので、先ほどいただいたご意見等は今後も反映して、これが完成品ということではなく、見直しをしつつ皆様に伝わるチラシを作っていけたらと思っております。

議長 色サンプルを載せれば、より分かりやすくなるという話なので、そう大きな修正ではない。追加みたいな形になります。やっぱり業者さんへの周知が一番大事かなと思っ

ていて、施主さんから受けたときに、板挟みになるのが業者さんなのですよ。そこで、業者さんからも逆説明を施主のほうにできるような啓発を努めていくというのは、結構大事かなというふうに思いますので、引き続き取組をお願いしたいと思います。

ちなみに、近隣から問合せがあった方への回答は、すぐにご納得いただけた感じなのですか。

都市計画課主幹 そうですね。あまりどうにもならないのかとか、深くお話を聞かれたということはなかった。ただ、認識として、市も駄目なのだという認識を持っているというところをご説明させていただいて、ご納得はいただいているところです。

議長 本当に意識の高さですよ。いいことだと思います。

そのほか何か質問ございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

議長 ありがとうございます。

では、事務局の方々、大変今回の案件ではご苦労されたと思いますけれども、こればかりは雨後のタケノコのごとく出てくる可能性もあるので、またそこは我々と協調しながら対策を打っていきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、2つ目の報告について、事務局よりご説明お願いいたします。

都市計画課主幹 屋外広告物の報告に関しましては、山岸のほうからさせていただきます。

こちらにつきましても、事前配付資料の内容についての報告と併せて、またこちらもスクリーンの資料を使ったご説明を引き続きさせていただきたいと思います。では、着座にて失礼いたします。

それでは、まず最初に屋外広告物許可件数等についてご説明をさせていただきます。お手元の資料9、屋外広告物許可件数等についてをご用意ください。初めに、屋外広告物とは、常時または一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるものであって、立て看板、貼り紙、広告塔、広告板等を言います。屋外広告物は、適用除外の広告物を除き、市長の許可を受けて表示、設置することができ、許可を受ける際は申請書の提出と手数料の支払いが必要となります。また、屋外広告物条例施行規則において、広告物の種類ごとに許可の期間を規定し、最長で3年以内となっております。許可の期間を過ぎて表示、設置する場合や、表示の内容や規模に変更があった場合、それぞれ手続が必要となっております。

それでは、直近5年間に市が許可をした件数等についてご説明をさせていただきます。資料1 ページ下段の屋外広告物許可申請件数手数料をご覧ください。令和2年度及び令和5年度の手数料が多い理由といたしましては、約1,700基の電柱利用広告の許可期間更

新があるためです。件数は許可の基数ではなく、申請件数を計上しており、電柱利用広告につきましては、1件の申請で複数基の手続を行っているため、ほかの年度との差は生じておりません。令和4年度は少し許可等を行わせていただいた件数が少ない状況ですが、令和6年度はまだ6か月たってない状況ですけれども、50万円を超える手数料及び申請件数も100件近いような形でいただいているようなところでございます。

次に、資料2ページ、違反広告物撤去活動についてご説明をいたします。これは越谷市屋外広告物条例の規定に違反して掲出されている広告物であって、その広告物が貼り紙、貼り札、広告旗、立て看板などの簡易な広告物である場合は、屋外広告物法の規定により、所有者に伝えることなく撤去することができるものです。お手元の資料の写真のように、道路上に置かれた貼り紙を張ったカラーコーンや、電柱に広告物を貼ったものが該当いたします。これらは良好な景観を損ねるだけではなく、交通や通行の妨げとなり、事故などにつながるおそれがあるため、対策を講じる必要がございます。市民ボランティアや屋外広告物対策協議会が定期的に撤去活動を行っております。

それでは、撤去活動についてご説明をいたします。最初に、市民ボランティアによる越谷市違反広告物簡易除却推進員による活動です。この活動は、平成17年度から開始し、屋外広告物に関する講習会を受講後、市長から委嘱を受けた方4名以上の推進員で構成された団体がそれぞれ活動しております。令和6年4月時点で5団体、33名の推進員の方に委嘱をしておりましたが、その後今年度中、会長が亡くなられ、ほかの推進員も高齢で活動を続けられないなどを理由に、1団体から廃止届を受領しており、それ以外の団体からも推進員の辞任届等が提出されたことから、令和6年8月末時点で4団体、25名の推進員の活動となっております。

次に、越谷市屋外広告物対策協議会についてですが、こちらは路上違反広告物対策のため、昭和61年度に埼玉県、越谷市、越谷建設推進協同組合、越谷市建設業協会、越谷警察署を構成員として発足されております。現在は越谷建設推進協同組合10社、越谷市建設業協会15社で構成される屋外広告物対策協議会と市が業務委託契約を結び、活動を行っていただいております。活動は月に2回程度実施しており、1回につき約5事業者がそれぞれ担当するエリアで除却作業を行っております。

最後に、3ページの活動回数及び撤去枚数についてですが、簡易除却推進員及び屋外広告物対策協議会による撤去活動の実績でございます。年度ごとの撤去枚数につきましては、それぞれの活動において増減の結果が異なっておりますが、コロナ禍が落ち着き、事業活動が活発化している中で、推進員の皆様や協議会による定期的な活動が、違反広告物設置の抑止力になっていると考え、今後も活動を継続していきたいと考えております。

す。

令和6年度につきましては、これまでと同様に不動産販売やキャッシュローンに関わる違反広告物を撤去しており、宅建協会にご協力をいただきながら啓発を行い、引き続き違反広告物への対策を講じてまいりたいと考えております。

資料の説明につきましては以上となります。

それでは、引き続きスクリーンを使って、屋外広告物に関する対応事項についてご説明をさせていただきたいと思っております。まず、1件目は、令和6年3月、写真の屋外広告物が設置されている付近の方から、これまでの強風等により屋外広告物を表示するための木枠が壊れ、鉄製の盤面が木枠から外れて飛ぶ可能性があり、非常に危険であると連絡を受けました。

連絡を受けて市の職員が現地を確認したところ、広告物は危険な状態で、許可が必要な屋外広告物にもかかわらず、許可手続を行わずに設置されたものであることを確認いたしました。広告物は危険な状態でありましたが、写真のような広告板は、ある程度以上の財産価値があると判断されているため、すぐに市が撤去することはできず、表示、設置者等を確認し、必要な措置を命じる必要がございます。そのため、表示内容等から連絡先を把握し、屋外広告物の表示、設置者である場合は、市に連絡する旨の通知文を送付させていただいたところ、事業者と連絡を取ることができませんでした。その後も強風によって破損がひどくなり、また表示、設置者等を把握することができなかったことから、屋外広告物法等の規定に沿って手続を進め、4月の末、2基ともに市が依頼した事業者が除却をし、現在保管をしている状況です。

続きまして、2件目は強風により屋外広告物が倒壊し、交通の妨げとなる事案が発生した件です。倒壊による人身や車両等の被害はなかったのですが、広告物を撤去するまでの約4時間、道路片側を封鎖することとなりました。倒壊した広告物は、墓地の敷地内に設置された高さ約7メートル、盤面が縦3.65メートル、横2.75メートルの広告板で、支柱のつなぎ部分の溶接が外れてしまい、倒壊をしてしまいました。この屋外広告物の管理者につきましては、すぐに特定することができ、現地でこれまでの経過について確認をしたところ、設置して二、三年程度のもので、台風や強風が発生した際は点検をしていたようですが、屋外広告物の許可及び建築確認申請は行われていませんでした。

倒壊した広告物につきましては、管理者が設置を施工した事業者に依頼し、当日倒壊部分について撤去作業を行っていただきました。その後、管理者と市内にあるほかの屋外広告物の設置状況や、今後の対応について協議をしたところ、ほかに越谷市に設置している広告物があり、設置している屋外広告物の一斉点検を行うこと、手続が行われて

いないものについては、手続を行うように指導いたしました。本日時点で、市内に設置された屋外広告物10基全ての点検が終わっており、その設置された住所、仕様等を市が確認をしております。また、許可手続につきましては、10基中2基のみ手続が済んでおり、8基については今月中に許可申請を行うように指導をしたところでございます。

この倒壊事故を受けまして、越谷市に特例屋外広告業、いわゆる広告物の表示、設置等を営むことができる事業者に対して、約500社に2度通知文を送付させていただいております。1度目は事故発生の内容とともに、安全点検や安全管理の徹底を通知させていただきました。2度目は、国土交通省が屋外広告物の適正管理の促進に向け、企業や国民の意識啓発を図ることとする9月1日から10日までの屋外広告物適正化週間の期間中に、屋外広告物の設置等における構造検討や、設置後における点検の実施を促すとともに、許可手続など必要な手続を行うように通知をさせていただきました。

報告は以上となります。

議長 ご説明ありがとうございました。

1件目の代執行の案件は、色彩項目違反とかそういうことよりも、まず安全性というところでの執行という案件だったと思います。この1件目の案件は、所有者は分からなかったのですたっけ。

都市計画課主幹 はい、連絡は今もついていない状況です。

議長 はい、分かりました。

以上について何かご質問等あればお受けしたいと思いますけれども、皆様方からいかがでしょうか。いろいろご苦労されたと思いますけれども、事務局の方々本当にご苦労さまでございました。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

屋外広告物件数からすると、まちの中には数え切れないほどあるので、どうしても漏れが出てきて、倒壊みたいな事案が発生してから、改めて対症療法的に動かざるを得ないところもあるのですけれども、冒頭挨拶でも申し上げたように、突風とか豪雨等でだんだん気象も荒れてきているような状況で、今後ますますそういった看板の倒壊というのは、発生しやすくなる環境にあるのではないかということを考えると、やはり点検業務は引き続き周知徹底していかなければいけないのかな。もともと国交省がこの点検業務に乗り出したのは、函館で死亡事故があったのです、屋外広告なんかで。その瑕疵をどこに責任を求めるかといったときに、取付け側の建設会社なのか、あるいは設置している側の建て主なのか、発注している看板を営んでいる業者さんなのかと、その責任の所在が曖昧で、その辺りは結構今もなお曖昧なところがあって、結構裁判も複雑にな

っているというような話を聞いております。本市に関しては幸い事故には至らなかったということですが、近隣市では事故になっているのですよね。

都市計画課主幹 あまり他市のことでというのがありますけれども、川口市内でも倒壊事故が起きて、けがされた方がいらっしゃるというのはニュースで出ました。ニュースでそこまでならなかったのは、人身や車両事故等がなかったので越谷のニュースはなかったのですが、その当日はこちらの地域のほうで突風が吹いたというのがあって、各地で事故等が発生したというところはございました。

議長 2件目の設置者に対しては、適正に事後処理いただいたというようなことで、これは事務局には厚くお礼申し上げたいと思います。

ということで、特に質問等がなければ、2件の報告終了したいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

〔「なし」との声あり〕

議長 ありがとうございます。

◎閉会宣言

議長 それでは、本日用意されている議事、報告は全て終了したということになりますけれども、その他全体を通して何か皆様方からご意見等あれば、お受けしたいと思いますけれども、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」との声あり〕

議長 ありがとうございます。

それでは、特に全体を通してのご意見等もないようですので、以上をもちまして令和6年度第1回越谷市景観評価委員会を終了いたしたいと思います。

それでは、以降の進行は事務局のほうに移したいと思います。よろしくをお願いします。

事務局 岡田会長並びに委員の皆様、本日は長時間にわたりご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、本日の委員会の会議開催結果につきましては、越谷市審議会等の設置及び運営に関する要綱第12条の規定に基づきまして、越谷市ホームページにて公表いたしますので、ご了承願います。

これをもちまして、令和6年度第1回越谷市景観評価委員会を閉会といたします。

午前11時30分 閉会

越谷市景観評価委員会運営規程第4条第2項の規定により署名する。

会 長 署 名 _____ ㊟

委 員 署 名 _____ ㊟